

## 栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟開放実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟開放実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく施設開放の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開放施設)

第2条 要綱第2条で規定する開放施設は、別表1のとおりとする。

### (開放日時)

第3条 開放施設を使用できる日時は、試験研究に支障がない範囲内で、次の各号に掲げるものとする。ただし、栃木県畜産酪農研究センター所長（以下「所長」という。）が認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの休日以外とする。
- (2) 利用時間は、原則として、午前9時から午後4時45分までとする。

### (使用者)

第4条 開放施設を使用できる者は、県内に在住・在勤・在学する者で構成される6次産業化に向けた商品試作などに取り組む農業者、農業者を含む団体及び農業関係教育機関（以下「農業者等」という。）とする。

### (使用許可)

第5条 開放施設を使用しようとする農業者等は、所長が定める日までに、開放施設使用許可申請書（様式第1号）（以下「許可申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の許可申請書の内容を審査して、使用許可又は不許可の決定をするものとする。
- 3 畜産物の6次産業化支援の観点から見て妥当とは認められない場合には、使用許可してはならない。
- 4 所長は、使用許可をするときは次の各号に掲げる条件を付し開放施設使用許可書（様式第2号）により、不許可としたときは開放施設使用不許可書（様式第3号）により、農業者等に通知するものとする。
  - (1) 目的以外に使用しないこと
  - (2) 開放施設及び開放施設の付属設備、機具並びに機器（以下「開放施設等」という。）は、適正に使用すること
  - (3) 火災及び盗難の防止に努めること

- (4) 使用した場所は常に清掃し、整理整頓に努めること
  - (5) 開放施設等の原状を変更しないこと
  - (6) 使用する権利を他人に譲渡しないこと
  - (7) 開放施設等を損傷し、又は汚損しないこと
  - (8) 開放施設等の使用に当たっては、栃木県畜産酪農研究センター職員の監督のもとで使用すること
  - (9) その他所長が指示した事項を遵守すること
- 5 使用を許可された農業者等（以下「使用者」という。）は、使用許可された日時に使用しないことが明らかになったときは、速やかに、その旨を所長に申し出なければならない。

（使用料）

- 第6条 使用者は、開放施設の使用に係る使用料を、開放施設に係る使用許可書と併せて使用者に交付される納入通知書により納入しなければならない。
- 2 使用料の額は、別表1のとおりとする。
  - 3 使用料は、原則として、前納とする。
  - 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - 5 要綱第4条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、許可申請書と同時に使用料免除申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用の方法）

- 第7条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって開放施設の良好な使用に努めるとともに、使用中の事故防止、安全対策に留意しなければならない。
- 2 使用者は、開放施設使用後は速やかに清掃等を行い、き損等による原状との相違の有無等を確認し、所長に報告しなければならない。
  - 3 所長は、使用者からの報告があったときは、直ちに、使用者の立会いの下に開放施設の点検をするものとする。

（補則）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領改正は、令和5（2023）年4月1日より適用する。